

保護者の方へのお願い

子供の状況に変化があった際は、児童相談所から実父母の方に連絡をします。子供が入院をしたり進学する際等に、親権者の同意を必要とすることもありますので、連絡先等に変更があった場合にはお知らせください。ご協力をお願いいたします。

【東京都の児童相談所の案内】

児童相談所名	所在地	電話番号	担当地域
児童相談センター	〒169-0074 新宿区北新宿 4-6-1	03(5937)2316	千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、練馬区、島しょ
北児童相談所	〒114-0002 北区王子 6-1-12	03(3913)5421	北区
品川児童相談所	〒140-0001 品川区北品川 3-7-21	03(3474)5442	品川区(令和6年9月30日まで)、目黒区、大田区
立川児童相談所	〒190-0023 立川市柴崎町 2-21-19	042(523)1321	立川市、青梅市、昭島市、国立市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
杉並児童相談所	〒167-0052 杉並区南荻窪 4-23-6	03(5370)6001	杉並区、武蔵野市、三鷹市
江東児童相談所	〒135-0051 江東区枝川 3-6-9	03(3640)5432	墨田区、江東区
小平児童相談所	〒187-0002 小平市花小金井 1-31-24	042(467)3711	小平市、小金井市、東村山市、国分寺市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市
八王子児童相談所	〒193-0931 八王子市台町 3-17-30	042(624)1141	八王子市、町田市、日野市
足立児童相談所	〒123-0845 足立区西新井本町 3-8-4	03(3854)1181	足立区
多摩児童相談所	〒206-0024 多摩市諏訪 2-6	042(372)5600	多摩市、府中市、調布市、稲城市、狛江市

児童相談所を設置した下記の特例区については、区の児童相談所が該当区を管轄します。また、今後、品川区が令和6年10月1日に児童相談所を設置する予定です。

【港区児童相談所】

〒107-0062 港区南青山 5-7-11 電話 03-5962-6505

【世田谷区児童相談所】

〒156-0043 世田谷区松原 6-41-7 電話 03-6379-0697

【中野区児童相談所】

〒164-0011 中野区中央 1-41-2 電話 03-5937-3289

【豊島区児童相談所】

〒171-0051 豊島区長崎 3-6-24 電話 03-6758-7910

【荒川区子ども家庭総合センター】

〒116-0002 荒川区荒川 1-50-17 電話 03-3802-3765

【板橋区子ども家庭総合支援センター(児童相談所)】

〒173-0001 板橋区本町 24-17 電話 03-5944-2374

【葛飾区児童相談所】

〒124-0012 葛飾区立石 2-30-1 電話 03-5698-0303

【江戸川区児童相談所(愛称はあとポート)】

〒132-0021 江戸川区中央 3-4-18 電話 03-5678-1810

登録番号(5)67 令和6年1月発行

(編集・発行) 東京都福祉局子供・子育て支援部育成支援課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 (電話) 03-5320-4135

(印刷) シンソー印刷株式会社



東京都 里親制度

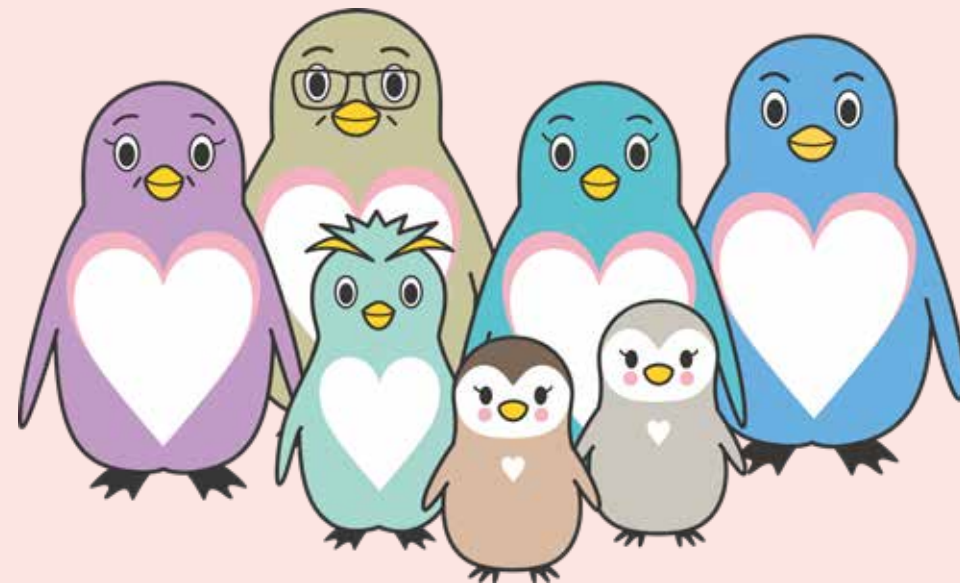
検索



—保護者の方へ—

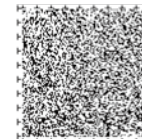
東京都の 養育家庭(里親)について

様々な事情により子供を育てられない場合に、実父母の代わりに一定期間子供を預かり育てる「養育家庭(里親)」という制度があります。



東京都里親制度普及啓発キャラクター
「さとぺん・ファミリー」

東京都福祉局



1 養育家庭（里親）とはどのような家庭ですか？

子育てを通じて社会に役立ちたいと考えているご家庭です。経済状況や家庭の状況など東京都が定めた基準を満たし、児童の養育等について研修を受け、里親として認定されています。

2 どのくらいの期間、養育家庭（里親）は子供を預かることになるのですか？

1、2か月の短期から長期まで必要に応じた期間、子供を預かり育てます。長期の場合は、子供が自立する18歳までになることもあります。

3 養育家庭（里親）が子供を預かっている間、実父母との親子関係がなくなってしまうことはありませんか？

養子縁組を目的としていないため、実父母との親子関係はなくなりません。実父母と子供の状況に応じて、子供が元の家庭へ戻ることを目指します。

4 子供は養育家庭（里親）のもとでどのような育て方をされるのですか？

養育家庭（里親）は、児童相談所等と連携しながら子供を養育します。子供は日常生活を送りながら基本的な生活習慣を身につけます。乳幼児を長期に預かる場合は、子供の年齢等に応じて、養育家庭（里親）とは里親子の関係であることを伝えていきます。高齢児については、自立のための支援も行います。

5 養育家庭（里親）が子供を預かっている間、子供と面会することはできますか？

子供の状況に応じて、実父母との面会の時期や方法について検討します。

6 子供は今と同じ保育園、幼稚園、学校に通うことができますか？

子供の状況等に応じ、総合的に判断します。その上で同じ地域に適切な養育家庭（里親）が見つければ、できる限り同じところに通うことができるよう配慮します。

7 子供の養育費の支払いはどのようになるのですか？

子供の養育に必要な費用は東京都が養育家庭（里親）に支払います。実父母の方には、家庭の収入に応じた費用を負担していただきます。

8 子供が病気になったら、どうなるのですか？

健康の状況に留意しながら子供を養育します。病気になった場合には、速やかに医療機関を受診します。保険診療にかかった自己負担分は、東京都が医療機関に支払います。

